

9 追い越し・行き違い

- 1 障害物があるところですれ違うときは、障害物のある方の車が優先して通行することができる。
- 2 前の車が自動二輪車を追い越そうとしているときは、追い越しを始めてはいけない。
- 3 道路の左側部分が6メートル以上ある道路では、右側部分にはみ出して追い越しをしてはいけない。
- 4 踏切とその手前から30メートル以内の場所では、自動車は追い越してはならないが、原動機付自転車を追い越すことはできる。
- 5 後ろの車に追い越されるときは、追い越しが終わるまで速度を上げてはいけない。
- 6 優先道路を通行している場合は、交差点とその手前から30メートル以内の場所でも追い越しすることができる。
- 7 横断歩道の手前から30メートル以内の場所でも、明らかに横断する人がいない場合は他の車を追い越してもよい。
- 8 上り坂の頂上付近と、こう配の急な坂は追い越し禁止である。
- 9 右図の標識があるところでは、中央線を越えて右側部分にはみ出さなければ追い越しすることができる。
- 10 片側が危険ながけになっている道路では、上り下りに関係なく危険ながけ側の車が安全な場所で停止して道をゆずる。
- 11 車両通行帯の有無に関係なく、トンネル内は追い越しが禁止されている。

